

【注意】

令和7年(ケ)第20号

本件は、現況調査報告書及び評価書の提出後に、相続が発生しました。

現在は、物件1、物件2ともに、現況調査報告書記載の「A」の単独所有となっております。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 12 日

福島地方裁判所郡山支部

裁判所書記官 伊 勢 千 鶴

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 2 日から 令和 8 年 9 月 9 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 9 月 1 6 日 午前 1 0 時 0 0 分 福島地方裁判所郡山支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 9 月 3 0 日 午前 9 時 3 0 分 福島地方裁判所郡山支部
買受申出の保証の 提供方法		下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 3 3 条)		☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 1 2 日から, 当庁閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2,070,000 1,656,000	一括	414,000	82,608	0
1	1,010,000				
2	1,060,000				
備考					

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 東白川郡棚倉町大字中山本字水口 |
| | 地 番 | 1 5 6 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 8 2 2. 0 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東白川郡棚倉町大字中山本字水口 1 5 6 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 5 6 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 7 6. 0 9 平方メートル
2 階 5 7. 1 3 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 8年 7月15日

福島地方裁判所郡山支部

裁判所書記官 伊 勢 千 鶴

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

隣地(地番161番、162番)との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室に別ファイルとして備え付けてあります。
このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 東白川郡棚倉町大字中山本字水口 |
| | 地 番 | 1 5 6 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 8 2 2. 0 6平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東白川郡棚倉町大字中山本字水口 1 5 6 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 5 6 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 1 7 6. 0 9平方メートル
2階 5 7. 1 3平方メートル |



令和 7 年（ケ）第 20 号
令和 7 年 9 月 17 日受理
令和 7 年 10 月 31 日提出

現 況 調 査 報 告 書

福島地方裁判所郡山支部

執行官 穴 戸 真

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 東白川郡棚倉町大字中山本字水口

地 番 156 番

地 目 宅地

地 積 822.06 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

2 所 在 東白川郡棚倉町大字中山本字水口 156 番地

家屋 番号 156 番

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺 2 階建

床 面 積 1 階 176.09 平方メートル

2 階 57.13 平方メートル

共有者 A 持分 4 分の 3

共有者 B 持分 4 分の 1

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼物件共有者)	1 私は、本件の債務者兼物件共有者です。もう一人の共有者であるBは私の母です。 2 物件2建物は、平成10年10月に、父であるCと私が建て、ずっと家族で住んでいました。途中、有償無償を問わず誰かに貸したことはありません。 3 令和2年にCが死亡し、私とBが物件1、2を相続したものです。 4 令和7年5月にBは施設へ入所し、現在は私一人で住んでいます。 5 物件2では、令和4年まで、猫を2、3匹飼っていました。今は何も飼っていません。 (9月24日物件所在地で面談し事情聴取)
■ A (債務者兼物件共有者)	1 本件土地の南側に接する161番及び162番の目的外土地は、Cの名義になったままです。元々物件1と同じCの所有だったため、特に境界は意識していませんでした。 2 平成23年3月の東日本大震災で特に被害はありませんでしたが、1階の居間の柱と梁に隙間が生じたり、2階の廊下や洋室の壁に亀裂が入っている箇所があります。 3 雨漏りや水漏れのする箇所はありません。 4 物件2建物は、平成10年の新築以降、増改築をした箇所はありません。 5 太陽光発電設備、床暖房設備、カーポート及び物置はありません。 6 南側に隣接する件外土地(161番、162番)は、以前Cが経営していた工務店の事務所と作業所として使用していました。現在は、経営はしていません。 7 目的外土地162番に建っている件外建物の2階階段部分が物件1上に越境しているのではないかとありますが、物件1と目的外土地の境界も不明であり分かりません。 (10月17日物件所在地で面談し事情聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 本件物件の状況は、公図写し、各階平面図、建物図面、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件土地に隣接する土地のうち、南側は法定外水路に面しているが、法定外水路の現況は、ほぼ埋められていて、161番及び162番の目的外土地と接している状態であり、境界は明確ではない。両土地は、登記上、いずれも亡C名義（相続登記未了）のままで161番が宅地、162番が畑である。また、北側、東側及び西側は、いずれも法定外道路に面しているが、物件1との境界は不明である。
- 3 本件物件に関して調査、目視により見分した結果は、次のとおりである。
 - (1) 物件1土地について
 - ア 全体的に未舗装であり、物件2の南側以外は草木が生い茂っていて、隣接地との境界等が確認できなかった。
 - イ 北側の境界沿いにある塀が、法定外道路に越境している可能性がある。
 - ウ 南側の目的外土地（162番）上にある目的外建物の2階階段部分が物件1に越境している可能性がある。
 - エ 物件1の西側の法定外道路は幅員が狭く、目的外土地161番及び162番の土地の使用について、物件1を通行させる必要がある可能性がある。
 - (2) 物件2建物について
 - ア 平成10年10月新築の建物であるが、全体的に手入れがされておらず、経年による汚れが見られる。
 - イ 1階南側和室において、歩くと畳床が沈む箇所があった。また、2階西側洋室において、床の軋み及び壁クロスの亀裂があった。
 - ウ 1階和室において、経年による柱と梁の接合部の隙間、梁の亀裂及び壁の亀裂が入った箇所があった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R 7 年 9 月 1 7 日 (水) : - :	執行官室	福島地方法務局郡山支局に対し、全部事項証明書 交付申請書を送付 (9 月 2 2 日受領)
R 7 年 9 月 2 4 日 (水) 1 5 : 1 0 - 1 5 : 3 0	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影、物件共有者 A から事 情聴取
R 7 年 1 0 月 1 7 日 (金) 1 4 : 3 0 - 1 5 : 3 0	物件所在地	立入調査、占有調査、写真撮影、評価人同行 物件共有者 A から事情聴取
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

■ 令和 7 年 1 0 月 1 7 日

1 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

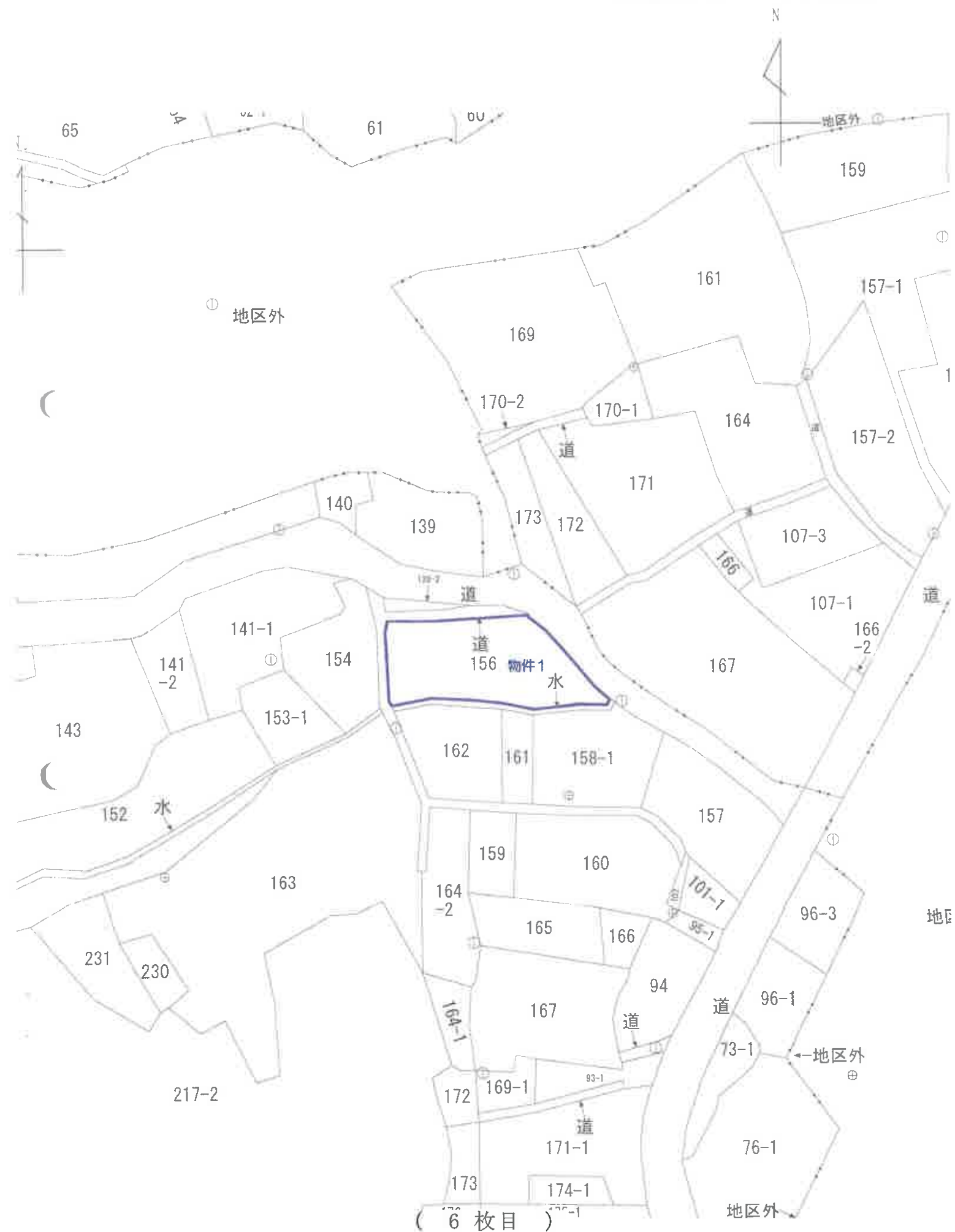
2 目的物件は在宅で解錠されていたが、在宅者に抵抗等の可能性があったため、立会人を立ち会わせ
た。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入っ
た。

☐ 令和 年 月 日

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



1051976

各階平面図

家屋番号 155

建物階平面図

建物の所在 東京都豊島区大塚中田町4丁目1番5番地

1階

0.910	4.550	4.1405000
17.290	9.403	162.5778700
3.640	0.606	2.2058400
3.640	1.515	5.5146000
2.730	0.606	1.6553800
計		176.0931900

床面積 476.09㎡

2階

10.010	3.460	34.6546000
8.750	0.910	7.9635000
計		42.6181000

床面積 57.13㎡



作製者

縮尺

250

申請人

縮尺

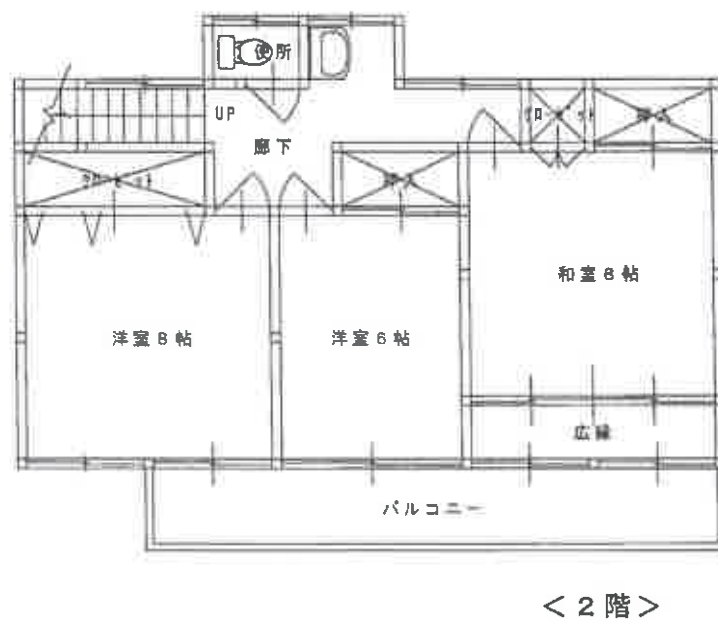
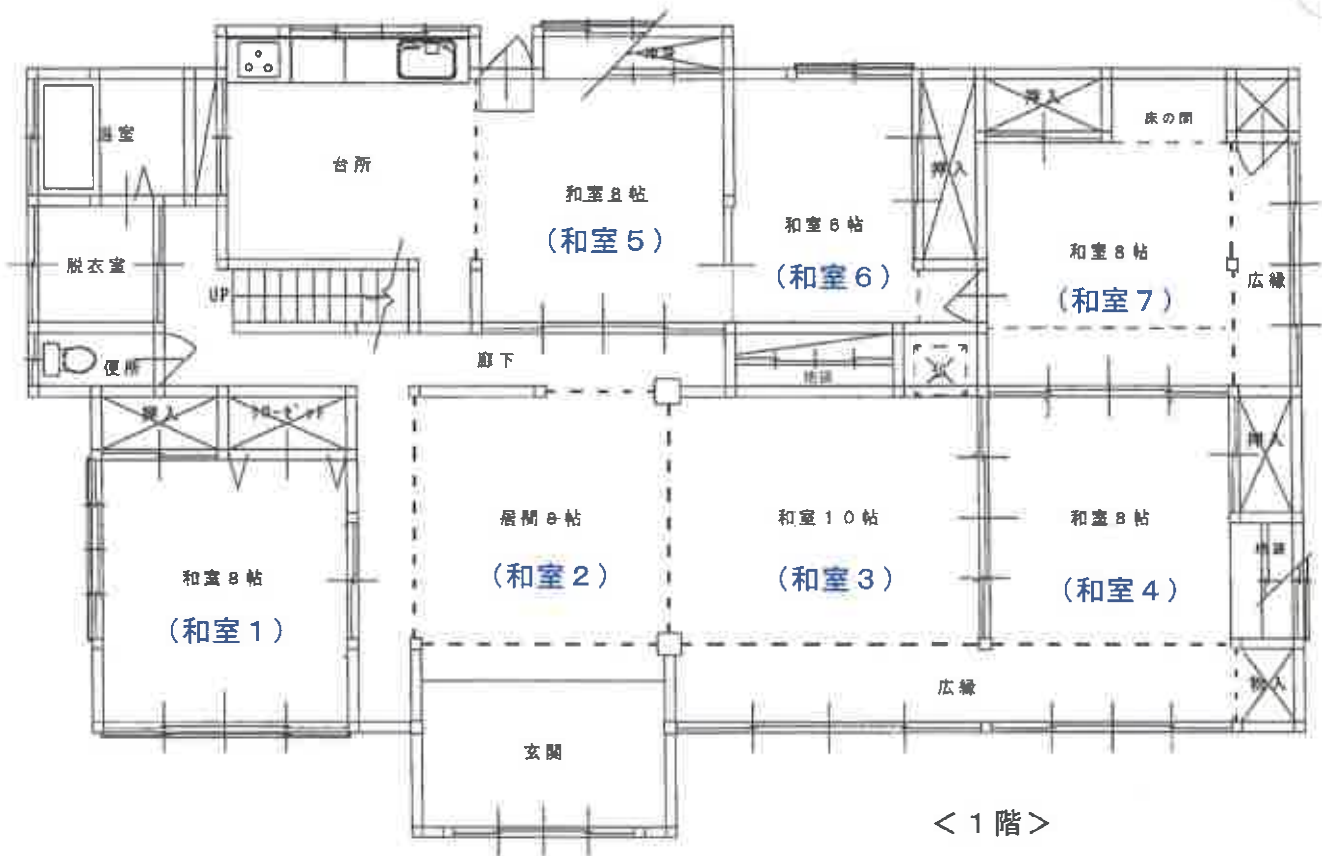
500

土地建物位置関係図S=1/500



←○写真撮影位置方向・写真番号

建 物 間 取 図 S=1/100



物件2



物件1

No. 1

物件2



物件1

No. 2

物件2



法定外道路

No. 3



物件1

No. 4



No. 5

物件2:1階和室2~4の状況



No. 6

物件2:1階和室4, 7の状況



No. 7

物件2:1階和室5の状況



No. 8

物件2:1階台所の状況



No. 9

物件2:1階浴室の状況



No. 10

物件2:2階西側洋室の状況



No. 11

物件2:2階東側和室の状況



No. 12

物件2:2階バルコニーの状況



物件2:1階和室2、3の柱と梁の隙間

No. 13



物件2:2階廊下の天井と壁の亀裂

No. 14

物件2



法定外道路と思われる場所
※黄色い点線は目安である

物件1

No. 15

目的外建物



目的外土地(162番)

物件1

No. 16

物件1に越境している可能性のある部分

令和7年(ケ)第20号
令和7年10月22日現地調査
令和7年11月6日評価

福島地方裁判所郡山支部 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

鈴木 禎 夫

印

第1 評価額

一括価格	
金2,070,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金1,010,000円
物件2（建物）	金1,060,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況 (記載のない事項は、登記とほぼ同じ)
1	所在地 地目 地積	東白川郡棚倉町大字中山本字水口 156番 宅地 822.06㎡	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	東白川郡棚倉町大字中山本字水口 156番地 156番 居宅 木造瓦葺 2 階建 1階： 176.09㎡ 2階： 57.13㎡ 合計 233.22㎡	
特記事項			
なし			

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R水郡線「近津」駅の南西方約2.5k m（以下、道路距離） 最寄バス停「近津小学校」の南西方約2.2k m 町立近津小学校約2.2k m 業務スーパー棚倉店約3.7k m	
付 近 の 状 況	当該地域は、棚倉町南部、八溝山麓に形成された農家集落地域である。 国道118号から山本不動尊に向かう県道沿いの集落地域であり、町の外縁部にあり接近性が劣る。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域外 - - - - 特になし

(物件1)

画 地 条 件	間口 27.0m 、 奥行 42.0m 、 地積 822.06㎡ ほぼ台形、三方路、概ね平坦（一部、法面あり）
接 面 道 路 の 状 況	北東側 幅員 約4.0m 舗装林道（建築基準法42条非適用） 北側 幅員 約2.5m 未舗装法定外公共物（建築基準法43条非適用） 西側 幅員 約1.8m 未舗装法定外公共物（建築基準法44条非適用） 北東側の道路より地盤面が高く、土地の南東部から出入りしている。 北側及び西側の道路は、道路の状況をとどめていない。
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1土地の所有者（2人の共有持分権者）が、物件2建物を物件1土地上に共有で所有して占有している。
供給処理施設	上 水 道 あり（特記事項①のとおり） ガ ス 配 管 あり 下 水 道 なし（特記事項②のとおり） (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管又は私設管（以下、施設管という）が通っており通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず敷地内に引込むことが不可能な場合等をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。
特記事項	①上水道本管は、目的不動産の南東方約70mにある県道「山本不動線」沿いにあり、当該本管から共同で私設管を敷設して水道を引き込んでいる。私設管は、使用者以外の土地も通っている可能性がある。 ②下水道の処理区域内にはない。 ③公図上では、物件1土地の周囲を水路と道が取り囲んでいる。但し、物件1土地と水路及び道との境界、加えて、水路等を挟んで隣接する土地との境界は不明確である。 ④物件1土地の水路を挟み南側に隣接する「162番」上に存する目的外建物の階段の踊場（1階から2階への階段部分は欠落している）が、物件1土地の南側に出ている可能性がある。また、物件1土地の北側を取り囲んでいる簡易な塀は、水路のU字溝の上に設置されている。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載）： 平成10年10月 新築 経過年数： 約27.1年 経済的残存耐用年数： ほぼ満了している
仕 様	構造： 木造瓦葺2階建 屋根： 日本瓦 外壁： 漆喰、下見板貼り、モルタル等 天井： 竿縁天井、格天井、クロス、バスリブ等 内壁： 京壁、クロス、板貼り、角タイル等 床： 大理石、畳、エポ板、フローリング、CFシート、モザイクタイル等 設備： 電気・給排水衛生設備 その他： 特になし
床面積 （現況）	1階： 176.09㎡ 2階： 57.13㎡ 計： 233.22㎡ *床面積は登記とほぼ一致する。
現況用途等	現況用途： 居宅 間取り： 別添間取図のとおり
品 等	やや優る
保守管理の 状 態	やや劣る
建物の利用 状 況	物件2建物の2人の共有持分権者が居宅として占有している。
特記事項	①建物の内部に、東日本大震災とその後の余震によると思われる被害が見られる。まず、柱や建具と内壁の隙間が生じており、特に、1階の中央から西側に多く目視された。階段室の天井に割れた箇所が見られた。 2階中央の洋室の押入れの扉が開閉困難であった。外壁には、北側に割れた箇所が見られたが、外見上の目立った損傷はなかった。 ②1階の中央から東側の和室の内部建具（障子等）が存しない。また、内部は清掃不良であり、全体的に汚れやほこりが目立つ。 ③所有者の話では、1階部分が高いうえに屋根瓦が重いので、2階全体的に東方に若干、傾斜しているとのことであり、1階の床も歩くと軋み音がするとのことであった。

第5 評価額算出の過程

積算価格及び収益価格をそれぞれ求め、試算価格を調整のうえ、評価額を後記のとおり決定した。

1. 基礎となる価格

① 建付地価格または更地価格 (物件1)

目的土地等の建付地価格または更地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格/更地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	3,380	1.00	822.06	0.90	2,500,000

ア 標準画地価格

上記標準画地価格は、次のとおり標準画地と目的物件に類似する標・基準地とを比較し、これに基づいて公示価格等を補修正して試算した価格と均衡が保たれていることから妥当な価格であると判断した。

地価調査価格 棚倉(県) - 2

公示価格等 2,840円/㎡ × 時点修正 99.9 / 100 × 標準化補正 100 / 100 × 地域格差 100 / 84 = 規準とした価格 3,380円/㎡

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標 準 化 補 正 : 画 地 条 件 : 100%

◇ 地 域 格 差 : 街 路 条 件 : 105% 系統・連続性、幅員

交通接近条件 : 80% 町中心への接近性

環 境 条 件 : 100%

行政的 条 件 : 100%

格 差 率 : 84%

イ 個 別 格 差

物 件 1 : 街 路 条 件 : 100%

交通接近条件 : 100%

環 境 条 件 : 100%

画 地 条 件 : 100%

行政的 条 件 : 100%

その他の条件 : 100%

格 差 率 : 100%

ウ 地 積 : 登記数量

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格（物件２）

目的建物の再調達原価を建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号 ２	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
主である 建物	230,000	233.22	0.025	1,340,000

ウ 現 価 率

番号 ２ 主 たる 建 物	経済的全耐用年数	25年
	経過年数	27.1年
	経済的残存耐用年数	ほぼ満了している
	観察減価及び中古物件の市場性	50%
	残価率	5%
	現価率 *	2.5%

$$* \quad \text{現価率} = \{ \text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times \frac{\text{経済的残存耐用年数}}{\text{経済的全耐用年数}} \} \times (1 - \text{観察減価})$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①土地利用権等価格

・物件3建物の敷地

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	2,500,000	1.00	0.25	法定地上権	630,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲 : 物件2建物の敷地を、物件1土地の全範囲と判定した。

ウ 土 地 利 用 権 等 割 合 : 物件2建物の土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を25%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	2,500,000	-630,000		0.90	0.60	1,010,000
2	1,340,000	+630,000	1.00	0.90	0.60	1,060,000
一括価格(合計)						2,070,000

ウ 占有減価修正 : 必要ない。

エ 市 場 性 修 正 : 周囲の土地との境界が不明確であること等を考慮した。

オ 競 売 市 場 修 正 : 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 棚倉（県）－2

所 在 : 棚倉町大字岡田字下平46番3外
価 格 : 2,840円/㎡
位 置 : JR「中豊」駅まで道路距離で約5.6km
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 774㎡
供給処理施設 : 水道
接 面 街 路 : 南東側9.0m県道
用 途 指 定 等 : 都市計画区域外
地 域 の 概 要 : 農家住宅が建ち並ぶ山間の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

固定資産税課税標準額

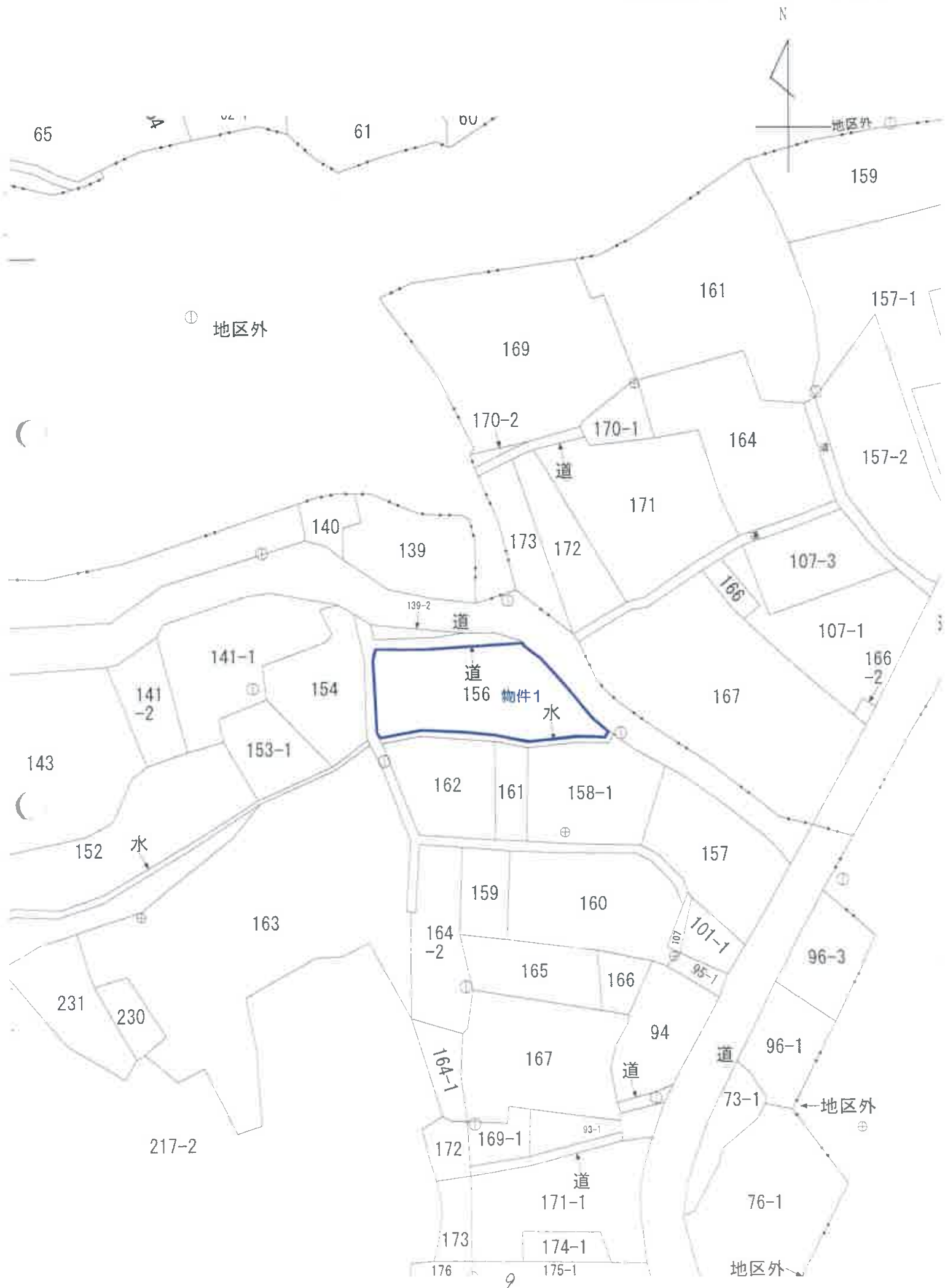
物件1 : 619,526円
物件2 : 5,281,085円

第7 附属資料

公 図 写
各階平面図・建物図面写
土地建物位置関係図
建 物 間 取 図

以 上

N



これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
 福岡地方建設局 計測支局 管轄
 令和7年4月16日 福岡建設局

1051976

各階平面図

家屋番号 156

建築物階平面図

建物の所在 東白川郡棚倉町大字中山本字水口156番地

1階

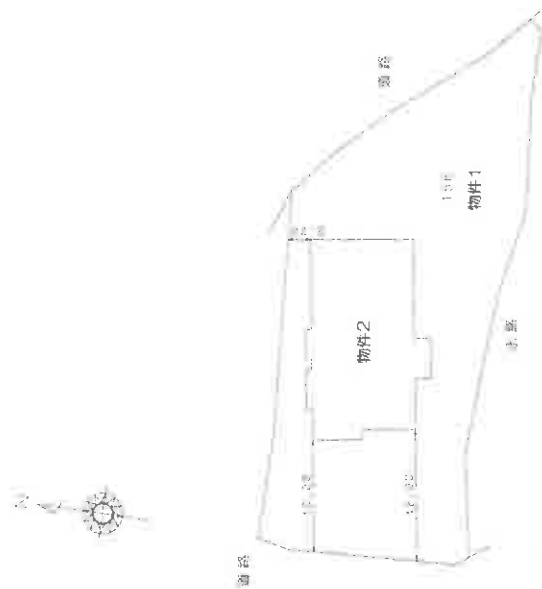
0.910 x 4.550 =	4.1405000
17.290 x 9.403 =	162.578700
3.640 x 0.606 =	2.2058400
3.640 x 1.515 =	5.5146000
2.730 x 0.606 =	1.6543800
計	175.0931900

床面積 176.09㎡

2階

10.010 x 5.460 =	54.6546000
2.730 x 0.910 =	2.4843000
計	57.1389000

床面積 57.14㎡



作製者

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1/500

土地建物位置関係図S=1/500

